

猛暑時間により現場施工を回避した場合の工期延長（実施要領）

猛暑時間により現場施工を回避した場合の工期延長について、以下のとおり実施するものとする。

1. 実施内容

猛暑時間により現場施工を回避したことで工期延長が必要となる場合には、監督職員と協議を行うことができるものとする。ただし、工事の性質上、工期延長が困難な場合はこの限りではない。

2. 工期延長協議の対象となる猛暑日日数の算出方法

工期延長協議の対象となる猛暑日日数は、現地施工を実施した日（当初、現場施工を予定し作業中止した日も含む）の当該工事の作業時間 8～17 時※を対象に、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている WBGT 値が 31 以上を観測した猛暑時間を合計し、この合計値をもとに算出した日数（少数第 1 位を四捨五入（整数止め）し日数換算）とする。

（計算例）

工期延長協議の対象となる猛暑日日数＝

合計した猛暑時間（WBGT 値 31 以上）÷8 時間（1 日の作業時間）

※実態の作業時間に合わせて対象時間を変更しても良い。

工期延長協議の対象となる猛暑日日数が「港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン」に則り、特記仕様書の工期に加えている猛暑日日数を下回った場合は、その日数は変更の対象としない。（工事の場合のみ）

3. 工期延長協議に必要な書類

受注者は、工期延長協議を行う必要がある場合、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表、現場から一番近い地域の環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている実況推定値一覧表を添付し、発注者に提出しなければならない。

4. 補足

業務に関しては、「工事」を「業務」に、「現場施工」を「現場作業」に、「工期」を「履行期間」に、「監督職員」を「調査職員」にそれぞれ読み替えて対応する。